

済生会福島総合病院給食業務委託事業者選定公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

食事の提供業務は「治療の一環」であるとの考え方を基本とし、患者に安全でおいしい食事を提供するため、調理室における調理業務を始め付随する作業管理等の業務をH A C C P（危害分析重要管理点）に準拠した衛生管理のもとで実施し、医療の質の向上に貢献することを目的として総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するために、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式によって受託候補者の選定を行うものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

済生会福島総合病院給食業務

(2) 業務内容

「済生会福島総合病院給食業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

ただし、引継ぎ期間として令和7年1月1日から令和7年3月31日までを予定している。

(4) 履行場所

福島県福島市大森字下原田25番地 済生会福島総合病院

3. 見積限度額

3か年合計195,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ ただし、年額65,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。

※ 管理費（人件費＋その他運営管理費）のみ。給食材料費を除く。

※ なお、給食材料費は1日950円を予定している。

4. 実施形式

プロポーザル方式により選考を行う。提出書類の審査及びプレゼンテーション等を実施し、「済生会福島総合病院給食業務委託事業者選定公募型プロポーザル評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づき審査し、契約の相手方となる優先交渉者を決定する。

5. 実施日程

プロポーザルによる受託候補者の選定は、次のとおり実施する。

期 間 ・ 期 限 等	内 容
令和6年11月19日（火）	公告及び実施要領等の交付開始
令和6年11月25日（月）	施設見学会申込書の受付締切
令和6年11月26日（火）	施設見学会

令和6年11月28日(木)	参加資格、企画提案書等に関する質問の受付締切
令和6年12月3日(火)	参加資格、企画提案書等に関する質問への回答通知期限及び掲示期限
令和6年12月9日(月)	参加資格確認書類及び企画提案書等受付締切
令和6年12月13日(金)	参加資格確認結果及びプレゼンテーション実施に関する通知
令和6年12月18日(水)	プレゼンテーションの実施
令和6年12月23日(月)	審査結果の発表及び通知

6. 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

- (1) 令和6年度福島市業務委託有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 200床以上の医療機関において当該業務に関する受託実績が過去3年間に同一施設で2年間以上あること。
- (3) 国や地方公共団体、又は民間の延床面積14,000㎡以上の医療機関の施設における当該業務に関する受託実績が過去3年間に同一施設で2年間以上であること。
- (4) 医療関連サービスマークの認定事業者であること。
- (5) 資格保有者、実務経験等については仕様書のとおり。
- (6) 福島市の入札参加資格制限（指名停止）等となっている事業所は参加できない。
- (7) 公益社団法人日本メディカル給食協会の会員であり、受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者。
- (8) 関係法令、規則等に違反していない者。

7. 資料等の配布について

本プロポーザルに係る書類は、次のとおりとし、書類の取得については、来院もしくは済生会福島総合病院ホームページからダウンロードすること。

- (1) 済生会福島総合病院給食業務委託事業者選定公募型プロポーザル実施要領
- (2) 済生会福島総合病院給食業務委託事業者選定公募型プロポーザル提案書等作成要領
- (3) 済生会福島総合病院給食業務委託事業者選定公募型プロポーザル評価基準
- (4) 済生会福島総合病院給食業務委託事業者選定公募型プロポーザル様式集
- (5) 済生会福島総合病院給食業務委託仕様書

8. 書類の提出について

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより、参加資格要件の確認に必要な書類及び提案書類（以下「企画提案書等」という。）を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年12月9日(月) 午後5時まで

(2) 提出場所

済生会福島総合病院 総務課

(3) 提出方法

企画提案書等は、持参又は郵送により提出しなければならない。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒の表に「済生会福島総合病院給食業務委託事業者選定公募型プロポーザル企画提案書等在中」と朱書きしたものに限る。)とし、(1)に定める提出期限までに、到達するように郵送すること。

(4) 提出書類

企画提案書等の作成に当たっては、「済生会福島総合病院給食業務委託事業者選定公募型プロポーザル提案書等作成要領」を参照すること。

9. 施設見学会

下記日程で施設見学会を実施するので、見学希望者は見学会参加申請書(様式7)を提出すること。

(1) 申込期日

令和6年11月25日(月) 午後5時まで(郵送、電子メール可)

(2) 施設見学会実施日時

令和6年11月26日(火) 午後15時～午後15時45分

(3) その他

施設見学会参加者は1社2名までとし、腸内細菌検査結果(腸管出血性大腸菌を含む。)を提出するとともに、白衣、帽子及び上履きを持参すること。写真撮影は可とする。

10. 質疑応答

質問は、質問書(様式5)の提出により行うものとし、口頭での質問には応じない。

(1) 質問書の提出期限

令和6年11月28日(木) 午後5時まで

(2) 質問書の提出方法

後記16の問合せ先に、持参又は郵送、電子メールのいずれかにより提出しなければならない。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒の表に「済生会福島総合病院給食業務委託事業者選定公募型プロポーザル質問書在中」と朱書きしたものに限る。)とし、(1)に定める提出期間までに到達するように郵送すること。また、電子メールにより提出する場合は、電子メール送信後に後記16の問合せ先まで電話にて電子メールを送信した旨の連絡を行うこと。

(3) 回答方法

令和6年12月3日(水)までに質問者に対しFAX又は電子メールで回答する。

11. 審査方法等

(1) 審査を行う者

提出された企画提案書等は、済生会福島総合病院給食業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査する。

(2) 提案者の失格事項等

① 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(ア) 参加資格要件を満たさない者

(イ) 企画提案書等を提出期間までに提出しなかった者

(ウ) 提案のプレゼンテーションを行う義務があったが行わなかった者

(エ) 選定委員会の委員又は事務局の職員に対して、直接的又は間接的に本公募に関し援助を求めた者又は不正な接触を行った者

② 提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。

(ア) 本プロポーザルの実施に係る公告及び本実施要領に適合しない企画提案書等を作成し、提出した者

(イ) 提案すべき事項の全部若しくは一部を提案せず、又は提出する企画提案書等に虚偽の記載をし、これを提出した者

(3) プレゼンテーションの実施

企画提案の審査については、書面審査のほか企画提案書等の内容に基づくプレゼンテーション等による審査を行う。なお、選定委員会が本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された企画提案書等により第1次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上で行う。また、第1次審査を行った場合は、参加を表明した全ての者に対してその結果を書面で通知する。プレゼンテーションは、原則として本業務を実際に行う予定の受託責任者又はこれらと同程度の能力を有する者が行うものとし、参加できる人数は4名以内とする。プレゼンテーションは、令和6年12月中旬頃を予定しているが、詳細な日時、場所、内容等については別途書面で通知する。

(4) 審査における評価基準

審査における評価基準は、前記7「済生会福島総合病院給食業務委託事業者選定公募型プロポーザル評価基準」を参照すること。

12. 審査及び結果の通知

選定委員会が、提出された企画提案書等、プレゼンテーションの結果を審査し、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）と次点の者を特定する。審査結果は、プロポーザルに参加した全ての者に書面で通知するとともに、済生会福島総合病院ホームページ上で公表する。

13. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、プロポーザルに係る審査に使用する場合を除き、プロポーザルに参加した者に無断で使用しない。ただし、審査に必要な範囲においてプロポーザルに参加した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (3) 提出された企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、委託先に選定された提案者の企画提案書等については、済生会福島総合病院が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できることとする。

14. 契約の締結

審査結果に基づき、最優秀提案者と本件業務委託について契約締結の交渉を行う。ただし、契約締結の協議が整わない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

15. その他

- (1) 手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語及び日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 提出する企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。
- (3) 提案を辞退する場合は、速やかに提案辞退届（様式6）を提出すること。

16. 問合せ先

済生会福島総合病院総務課

担当：宮崎 貴之

〒960-1101

福島県福島市大森字下原田25番地

電話：(024) - 544 - 5171

FAX：(024) - 539 - 7726

E-MAIL：sfgh_a133@saisei.ecnet.jp